

「議案第63号 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」補足資料

1 条例改正の趣旨

- 区では、平成13年9月に本条例を制定し、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票記載事項の処理状況等について杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告し、区民に公表すること等により、個人情報の保護を図っている。
- この度、住民基本台帳法の一部が改正され、令和5年2月6日以降、個人番号カードの交付を受けている者等の転出届を受けた区市町村長は、転入予定地の区市町村長に対して、電気通信回線を通じて転出証明書情報を通知しなければならないこと等とされた。
- このことに伴い、審議会への報告事項等を改める等の所要の条例改正を行うものである。

2 条例改正後の対応

区分	新(改正後)	旧(改正前)
1 電気通信回線による他の区市町村長への通知 【第3条の2関係】	① 杉並区長が、個人番号カードの交付を受けている者の転出届等を受けた場合、転入予定地の区市町村長に転出証明書情報を通知する。 ② 上記の者が、転入予定地としていた区市町村とは別の区市町村に転入した場合は、転入先の区市町村長からの通知を受けた後、杉並区長が当該区市町村長に転出証明書情報を通知する。 【同条第4号・第5号関係】	① 杉並区長が、個人番号カードの交付を受けている者の転入先の区市町村長から通知を受けた後、当該区市町村長に転出証明書情報を通知する。 【同条第4号・第5号関係】
2 審議会への報告等 【第5条関係】	○ 杉並区長は、審議会に対し上記①②の通知件数を報告する。【同条第7号・第8号関係】	○ 杉並区長は、審議会に対し、上記①の通知件数を報告する。 【同条第7号・第8号関係】

*転出証明書情報とは、氏名・生年月日・性別・続柄・個人番号・転出先・転出の予定年月日などをいう。